

令和9年度 矢掛町放課後児童クラブ 利用の手引き



●令和9年度利用申込(令和9年4月～) ※途中利用, 長期休暇利用含む

令和8年10月20日(火) から 11月6日(金)まで

※本申請に必要な「就労証明書」は, 令和9年度保育園・認定こども園入園申込に必要な就労証明書と同様式です。児童クラブ利用申請分は, 写しの提出も可とします。

●随時利用申込

入会希望月の前々月20日まで (休日の時は前開庁日)

◆ お問い合わせ ◆

矢掛町こどもみらい課 子育て支援係

〒714-1297

小田郡矢掛町矢掛3018番地

TEL:(0866)82-1060

FAX:(0866)82-9061

【お問い合わせ時間】

月曜日～金曜日(祝日, 休日を除く) 8:30～17:15

▶ 子育て支援サイトは
こちら！



▶ 利用申請フォームは
こちら！



この手引きには放課後児童クラブの利用について重要な事項を記載しています。
必ずご確認の上, 令和9年度中は大切に保管してください。

放課後児童クラブの概要

1. 放課後児童クラブとは

矢掛町では、児童の健全育成を目的に「放課後児童クラブ」を開設しています。

「放課後児童クラブ」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後や学校休業日に、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもたちが放課後を豊かに過ごし、健やかに成長していく居場所です。

2. 対象児童

保護者が就労等により昼間家庭にいない町内小学校 1 ～ 6 年生の児童

「就労等」とは、保護者が次に掲げる事由のいずれかに該当し、放課後児童クラブの利用が必要と認められる場合です。

事 由	条 件	入所期間
①就労	保育を必要とする時間に就労している場合	必要と認められる期間（ただし、最長で年度末まで）
②妊娠・出産	出産予定日の2か月前から出産後3か月にあたる日の月末日にある場合	出産予定日の2か月前から出産後3か月にあたる日の月末日まで
③疾病	病気、負傷または心身に障害があるため、児童の保育ができない場合	①と同じ
④介護・看護	同居親族等を常時介護または看護している場合	①と同じ
⑤災害復旧	震災・風水害・火災などの復旧にあたっている場合	①と同じ
⑥就学等	学校教育法に規定する学校及び公共職業能力開発施設等での就学の場合	事由に該当する間
⑦その他	①～⑥に類する状態であると認められる場合	

※保護者が育児休業取得中の場合は、原則「一時利用」登録となります。

※求職活動での利用申請はできません。

3. 設置場所

クラブ名称	定員 (人)	所在地	T E L	対象児童
矢掛なかよし 児童クラブ	110	矢掛町矢掛 3000-1 矢掛小学校内	080-6755-6576	矢掛小学校
三谷のびのび 児童クラブ	50	矢掛町東三成 1423 三谷小学校内	080-6755-6959	三谷小学校 山田小学校
川面ひまわり クラブ	60	矢掛町西川面 1376-8 子育て支援センター内	080-6755-6960	川面小学校
中川児童ゆうゆう クラブ	40	矢掛町本堀 1637 中川小学校内	080-6755-6961	中川小学校 美川小学校
小田わかばクラブ	40	矢掛町小田 4212-1 小田小学校内	080-6755-6962	小田小学校

※山田小、美川小の児童の平日利用日は、学校からタクシーで移動します。

タクシー費用について、保護者負担はありません。

4. 開設日及び時間

利用日	通常利用時間	延長利用時間
平日（学校終了後）	学校終了後 ～ 18:00	～ 19:00まで
土曜日	7:30 ～ 18:00	～ 19:00まで
学校休業日（夏休みなどの長期 休みや学校行事の振替休日等）	7:30 ～ 18:00	～ 19:00まで

※延長利用を希望する場合は、事前にお申し出が必要となります。

なお、**30分につき200円の延長料金が必要**となります。

※平日の迎え及び土曜日、学校休業日の送迎は、保護者の方の対応となります。

5. 休業日（実施しない日）

- ・日曜日、祝日
- ・年末年始（12月29日～翌年1月3日）

※台風等による自然災害等の学校休校に伴う休業日があります。

※感染症等による学級閉鎖になった学級の児童の受入れは行わないこととします。

◆土曜日利用について◆

土曜日利用については、所属するクラブの開所日は、所属するクラブをご利用ください。

ただし、所属するクラブが閉所日の場合は、町が指定する町内で開所する他クラブを利用していただくこととなります。（保護者の就労等の理由で保育が必要な場合に限りご利用いただけます。）



6. 利用期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※年度ごとに申請が必要です。

7. 利用区分・利用料

※おやつ代は含みません。

区分	利用形態	利用料
常時利用	原則、平日、学校休業日や振替休日において継続して利用	一人あたり 5,000円/月
一時利用	・ 平日（学校終了後） ・ 学校休業日や振替休日において、 <u>5時間未満</u> の利用	一人あたり 400円/回
	・ 学校休業日や振替休日において、 <u>5時間以上</u> の利用	一人あたり 800円/回

※常時利用登録児童が土曜日に利用した場合の追加料金はかかりません。

※学校休業日（長期休暇）のみ利用する場合、常時利用の登録はできません。

※月途中で利用を始めた場合や月途中で利用を中止した場合においても、日割り計算は行いません。

※利用休止届・利用廃止届が期限までに提出されない場合は、在籍扱いとなりその月の利用料がかかります。

※正当な理由なく利用料を滞納した場合、利用承諾を取り消す場合があります。

※利用料のほかに、保険料など別途費用がかかる場合は、事前にお知らせがあります。

おやつ代について

利用料とは別におやつ代がかかります。

おやつ代は利用料と別集金となりますので、別途お知らせがあります。

【常時利用】

1,500円/月

【一時利用】

半日 100円/回

1日 200円/回

※1日保育の場合、午前と午後の2回おやつがあります。

1回の利用で2回おやつを食べた場合は、200円徴収となります。



8. 利用料の納付方法

利用料は、利用月の翌月末までに町が指定する料金徴収管理システムまたは納付書でお支払いいただきます。

令和8年度から継続して利用する児童は、令和8年度と同じ納付方法となりますので改めて手続きは不要です。（おやつ代も同様です。）

新規利用児童については、利用決定通知書発送時にご案内します。

9. 利用料の減免

世帯の住民税が非課税である場合、利用料が半額となります。また、保護者が生活保護を受給している世帯または震災・風水害・火災などにより被災した住居等の復旧に当たっているときは、利用料が全額免除となります。

該当となる方は、申請が必要です。**利用する月の前月末までに申請書を提出**してください。申請が遅れた場合、遡って減免しませんので、期限までに必ず申請してください。

なお、減免の対象は利用料のみです。延長利用料、おやつ代、行事費などは減免制度の対象にはなりません。

利用月	課税対象年度
令和9年4月～8月分	令和8年度（令和7年分）
令和9年9月～令和10年3月分	令和9年度（令和8年分）

※審査の結果、減免事項に該当とならなかった場合は、利用料を全額お支払いいただくこととなります。

10. その他

◆連絡先など申請事項に変更が生じたとき

「住所・電話・勤務先・就労時間」などに変更が生じた場合は、緊急時の連絡に支障をきたしますので、速やかに手続きをしてください。**勤務先や勤務時間が変更になった場合には、就労証明書の再提出をお願いします**。各用紙は町こどもみらい課または各児童クラブにもあります。

◆利用区分（常時利用・一時利用）の切り替え

利用区分は、原則、申請年度中の変更は認めません。ただし、保護者の就労状況等により、利用区分の変更が必要であると町が認めた場合に限り、変更を受け付けます。

変更を希望する場合は、**変更月の前月20日までに「利用区分変更届」**を町こどもみらい課へ提出してください。

なお、長期休暇の属する月のみ利用区分を常時利用にすることはできません。

◆クラブの利用を一時的に休止するとき（常時登録児童）

家庭において一時的に保育が可能となり、クラブの利用がなくなった場合、利用を休止することができます。

利用を休止する月の前月20日までに「利用休止届」を町こどもみらい課へ提出してください。利用休止月の利用料の徴収は行いません。

ただし、申請は月単位となり、日割り計算は行いませんのでご注意ください。また、休止月に1日でも利用した場合は、一時利用の利用料ではなく、常時利用の月額利用料をお支払いいただくこととなります。

（例）8月に1日も利用しないとき・・・7月20日までに、「利用休止届」を提出

◆クラブの利用をその年度やめるとき

保護者の就労状況等により、児童クラブをその年度中に利用しなくなる場合、**利用を終了する月の20日までに「利用廃止届」**を町こどもみらい課へ提出してください。

届出が遅れた場合、利用料の徴収を行うこととなりますので、期限までに提出をお願いします。

利用手続きについて

1. 手続きの流れ

申請書の入手

【書類配布場所】

- ・ 町こどもみらい課
- ・ 各放課後児童クラブ
- ・ 町内各保育園、認定こども園



利用申請

令和8年10月20日(火) から 11月6日(金) まで

【提出物】

① 矢掛町放課後児童クラブ利用申請書

※申請書は利用児童1名につき、1枚ずつ必要です。

② 就労証明書（両親分が必要です）

※保育園・認定こども園入園申込に必要な就労証明書と同様式です。

児童クラブ利用申請分は、写しの提出も可とします。

※就労以外の要件で申請する場合は、こどもみらい課へご連絡ください。

【提出先】

- ・ 矢掛町こどもみらい課
- ・ 各放課後児童クラブ（利用予定クラブ）

利用申請は、電子申請も可能です。

表紙のQRコードから申請フォームへお進みください。

ただし、就労証明書の画像添付が必要です。あらかじめ準備をしてから入力をお願いします。



審査

利用決定

【利用要件を満たしている場合】

保護者宛に利用決定通知書を送付します。

**新規利用児童については、利用開始前に利用するクラブでの
打ち合わせ（説明）があります。**

詳細は、利用決定通知書に同封します。

利用却下

【利用要件を満たしていない場合】

利用却下通知書を送付します。

利用要件を満たしたら、申請が可能となります。

利用にあたっての注意事項

① 学級閉鎖等の場合について

- 学級閉鎖となったクラスの児童は、疾病等の感染拡大を防ぐため、閉鎖期間中は放課後児童クラブを利用できません。
- 感染症にかかり、出席停止となった児童は、放課後児童クラブを利用することはできません。
- 学級閉鎖を決定した日で、通常より早く下校する場合は、そのクラスの児童は放課後児童クラブを利用できません。

② 児童クラブでの学習時間について

- 各クラブで設けている学習の時間では、自主的に取り掛かるように声掛けをし、習慣付けの指導を行います。クラブの職員は教諭ではないため、学習指導はできません。宿題ができているかなどの確認は、各ご家庭でお願いします。

③ 送迎について

- クラブの登降所は、保護者の送迎が基本です。
平日のお迎えは、必ず閉所時間に間に合うようにお願いします。
18:00以降になる場合は、あらかじめお申し出が必要です。

④ 放課後児童クラブの備品について

- クラブ内や実施施設の備品を汚損・破壊した場合は、保護者に対して原状回復もしくは損害賠償を求めることがあります。

⑤ 利用上の注意について

- 児童クラブは集団預かりです。すべてのお子さんを安全にお預かりするため、児童クラブでは一定のルールや支援員の指示を守っていただきます。

次の項目に該当する場合は、利用をお断りする場合があります。

- ① 開所時間内にお迎えに来ていただけないことが続く場合
- ② 放課後児童クラブの運営を妨げる行為を繰り返す場合
- ③ ほかのお子さまや職員に危害を加えることが度重なる場合
- ④ 施設を破壊する行為を繰り返す場合
- ⑤ 利用料の支払が滞っている場合

⑥服薬について

■投薬は医療行為にあたるため、クラブの職員は行うことができません。

服薬する場合、児童が自分で服薬することになります。適切な服薬管理のため、必ず保護者の方から連絡が必要になりますので、薬の用途や服薬時間などについて、クラブの職員へお伝えください。

⑦児童クラブ運営業務の民間委託について

■令和8年4月から、町内すべての児童クラブの運営業務を民間事業者へ委託しています。